

鶴岡市料理人等技術向上支援補助金交付要綱

令和 2 年 4 月 1 日
鶴岡市告示第 2 4 1 号

1 目的及び交付

市長は、本市の豊かな食の魅力を発信する料理人や食を提供する人材の技術向上を図るため、料理人等が意欲的に自己の資質向上を図る取組に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成 1 7 年鶴岡市規則第 5 6 号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 資格取得支援事業 自己の成長を図る上で必要となる資格取得事業で市長が認めるものをいう。
- (2) コンクール等参加支援事業 料理等の技術向上を目指すために参加する国内外のコンクールへの参加事業及びその成果を市民に披露する事業をいう。
- (3) 専門技術研修事業
 - ア 国内外研修事業 国内外の先進的な取組を行っているレストランでの研修や催事、セミナー等に参加し、自らの技術を高める事業及びその成果を市民へ披露する事業をいう。
 - イ 地域内研修事業 先進的な取組を行っている料理人等の招聘や地域内で実施する研修会などを通じて料理の知識・技術を高める事業及びその成果を市民に披露する事業をいう。

3 補助対象者

補助の対象となるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条に定める事業に従事するものは除く。

- (1) 市内の店舗で飲食店、宿泊業等に従事する料理人等
- (2) 市内に店舗を有し、飲食店、宿泊業等を営む法人
- (3) 構成員の 3 分の 2 以上が第 1 号又は第 2 号の個人・法人で組織される団体
- (4) その他市長が特に必要と認めるもの

4 補助対象事業

補助の対象となる事業、補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、他の同種の補助金等の交付を受けている場合は、補助の対象としない。

5 交付申請書

交付申請書に添付すべき書類は、規則第3条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事業計画調書（様式第1号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

6 補助事業の変更

規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の合計額の2割以内の増減
- (2) 補助目的に関係しない程度の事業計画の細部の変更

7 実績報告

実績報告書に添付すべき書類は、規則第13条第1項に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書（様式第2号）
- (2) 資格取得支援事業にあつては、取得した資格の認定書
- (3) その他市長が必要と認める書類

8 交付の制限

同一補助対象者に対する補助金の交付は、別表に掲げる事業区分ごとに一会計年度につき1回を限りとする。

9 その他

- (1) 第2項第2号及び第3号の事業を行うものは、その事業で得た成果を市民に披露するよう努めなければならない。
- (2) この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4項関係）

事業区分		補助対象者	補助対象経費	補助率		補助限度額	
(1) 資格取得支援事業		個人、法人及び団体	資格取得受験料、同受講料、旅費	2分の1以内		50,000円	
(2) コンクール等参加支援事業			食材費、旅費、宿泊料、広告宣伝費	2分の1以内	国内で開催されるもの	100,000円	
					海外で開催されるもの	200,000円	
(3) 専門技術研修事業	ア 国内外研修事業		受講料等負担金、旅費、宿泊料、広告宣伝費	2分の1以内	国内で開催されるもの	50,000円 (1名につき) (法人の場合は2名まで)	
	イ 地域内研修事業				海外で開催されるもの	150,000円 (1名につき) (法人の場合は2名まで)	
	イ 地域内研修事業		食材費、専門家謝礼、専門家宿泊料、専門家旅費、会場使用料、広告宣伝費	一般型	2分の1以内	200,000円	
		地域波及型		3分の2以内	300,000円		

(備考)

- 1 補助対象経費の旅費は、鉄道及び航空機を使用したものに限る。
- 2 補助対象経費の食材費は、自己訓練、技術研修に使用したものに限る。
- 3 補助対象経費の広告宣伝費は、研修の実施に際し必要な場合若しくはその成果を市民に披露する事業を行う場合で営利行為を伴わないものに限る。
- 4 地域波及型とは他の事業者の料理人等が複数で共に学ぶものをいい、一般型とはそれ以外のものをいう。
- 5 補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。